

（車線逸脱警報装置）

第145条の2 車線逸脱警報装置の車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の6の告示で定める基準は、協定規則第130号の規則5.及び6.とする。

2 次に掲げる車線逸脱警報装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第130号の規則5.及び6.に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車線逸脱警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき車線逸脱警報装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置

3 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。